十三　特別保護地区内で捕獲した動物又は採取した動物の卵を捕獲又は採取後直ちに当該捕獲又は採取をした場所に放つこと。
十四　道路、社寺境内地等において清掃のために行う法第二十一条第三項第六号又は第七号に掲げる行為
十五　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること。
十六　認定保護増殖事業等の実施のために木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまくこと。
十七　特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。
十八　森林の保護管理及び森林施業を目的とする調査のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
十九　漁業を営むために動力船を使用すること。
二十　漁業取締のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
二十一　河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とする調査を含む。）のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
二十二　砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
二十三　海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
二十四　地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
二十五　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。
二十六　土地改良法第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

第十三条第二十六号の次に次の一号を加える。

二十七　国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の防止又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

第十三条の十六第一項中「第二十六条第一項」を「第三十三条第一項」に改め、同条第三項中「第二十六条第一項」を「第三十三条第一項」に、「行為者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）、行為の目的、行為地及びその附近の状況並びに行為の完了予定日」を「次の各号に掲げるもの」に改め、同項に次の四号を加える。

一　行為者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二　行為の目的
三　行為地及びその付近の状況
四　行為の完了予定日

第十三条の十六を第十三条の十七とする。

第十三条の十四及び第十三条の十五を削る。

第十三条の十三第一項中「第二十三条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第十三条の五又は第十三条の七」を「第十三条の七又は第十三条の九」に、「第十九条第一項」を「第二十七条第一項」に改め、同条を第十三条の十六とする。

第十三条の十二中「第十九条第五項」を「第二十七条第五項」に、「第二十一条第二項若しくは第三項」を「第二十九条第二項若しくは第三項」に改め、同条を第十三条の十五とする。

第十三条の十一中「第十九条第四項」を「第二十七条第四項」に改め、同条を第十三条の十四とする。

第十三条の十第一項中「第十九条第二項前段」を「第二十七条第二項前段」に改め、同条第二項中「第十九条第二項後段」を「第二十七条第二項後段」に改め、同条を第十三条の十三とする。

第十三条の九第一項中「第十九条第一項前段」を「第二十七条第一項前段」に改め、同条第二項中「第十九条第一項後段」を「第二十七条第一項後段」に改め、同条を第十三条の十二とする。

第十三条の八第一項中「第十七条第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第十三条の八第二項中「次に掲げる書類を添付しなければならない」を「次の各号に掲げる書類を添付するものとする」に改め、同項第五号中「第十七条第三項各号」を「第二十五条第三項各号」に改め、同条を第十三条の十一とする。

第十三条の七中「第十六条第五項」を「第二十四条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第一号中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に改め、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　再交付を必要とする枚数（法第二十四条第七項の認定に係る申請を行う場合に限る。）

第十三条の七を第十三条の九とし、同条の次に次の一条を加える。

（他の利用者をその監督の下に立ち入らせることができる者の要件）

第十三条の十　法第二十四条第七項に規定する環境省令で定める要件は、その者の監督の下に立ち入る者の立入りが、法第二十四条第一項各号のいずれにも適合するよう、必要に応じ、当該者を監督し、必要な指導を行うことができる知識及び能力を有していることとする。

第十三条の六第一項中「第十六条第四項」を「第二十四条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第三号中「立入認定証」を「立入りの認定」に改め、同条第二項中「第十三条の四第四号」を「第十三条の六第四号」に改め、同条を第十三条の八とする。

第十三条の五第一項中「第十六条第二項」を「第二十四条第二項（同条第八項において準用する場合を含む。）」に改め、同項中第六号を第七号とし、第二号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項第一号中「住所及び氏名」を「氏名及び住所」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二　申請者の監督の下に立ち入る者の合計の人数（法第二十四条第七項の認定に係る申請を行う場合に限る。）

第十三条の五第二項中「利用者」を「申請者」に改め、同条を第十三条の七とする。

第十三条の四中「第十六条第一項第二号」を「第二十四条第一項第二号」に改め、同条第一号中「人数」の下に「又は船舶（ろかい又は主としてろかいをもつて運転する舟を含む。）の隻数」を加え、同条を第十三条の六とする。

第十三条の三中「第十五条第三項第五号」を「第二十三条第三項第六号」に改め、同条第一号イ中「第十七号」の下に「、第十七号の七、第十七号の十一から第十七号の十四まで、第十七号の十六」を加え、「第二十七号の三から第二十七号の八まで」を「第二十七号の二、第二十七号の五、第二十七号の九から第二十七号の十四まで」に、「、第二十九号の二十八又は第三十号」を「又は第二十九号の二十八」に改め、同号ロ中「第二十七号の二」を「第二十七号の八」に改め、同条第二号イ中「第二十七号の三から第二十七号の八まで」を「第二十七号の九から第二十七号の十四まで」に、「第二号、第二号の二、第三号から第五号まで又は第十五号から第二十二号まで」を「第二号から第九号まで又は第十五号から第十八号まで」に改め、同号ロ中「第十二条第二十七号の二」を「第十二条第二十七号の八」に改め、同条第二十三号を同条第二十五号とし、同条第二十二号を同条第二十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十四　環境省又は都道府県の職員が利用調整地区の巡視を行うこと。